

## § VII 福島県教育調査研究所

教育調査研究所の目的とするところは、本県教育の進歩改善に必要な諸問題を調査研究し、本県教育の振興に寄与するところにあるが、教育の各領域にわたる調査と研究の結果は、広く県下に報告書その他の刊行物として一般の利用に供してきた。

また付属施設として教育図書館をもち、教育に関する図書、各府県における研究紀要等数多くの資料を教育関係者および大学学生を対象として貸出している。

このほか、県教育委員会の機関誌としての「月報」の編集刊行、県教育委員会の年次報告としての「年報」の発行配布にも当ってきた。

### 1. 調査統計

昭和33年度の事業概要は、国で行う統計法にもとづく教育関係諸調査をはじめ、文部省が毎年行う定期的調査があり、その一部については県統計課と協力して調査を実施した。その結果は別項のとおり報告書および資料として刊行し教育施策の基礎資料として利用に供してきた。

#### A 学校基本調査

県統計課に協力し文部省との協議打合せと県内説明会に出席した。その調査結果は「学校統計要覧」の編集資料とした。

#### B 学校現況調査

学校基本調査と同一期日をもって、公立学校教員構成、小・中学校児童の転出入（県内外）状況を調査した。

教員構成については高等学校を除き学級規模区分、出張所別などに編成し、その結果を資料第23号で公表した。

#### C 地方教育費の調査（教育行政財政調査）

文部省と県教委が毎年実施している共同調査であり本県でも全公立学校と地教委を対象として実施した。この調査結果は地方教育費の財源と使途とに若干の分析と年次推移を添えて解説し、書名「教育費の実態」で報告書を刊行した。

#### D 高等学校教育課程調査

文部省からの依頼により本県でも公私立高等学校全部について調査を実施した。この調査は教育課程の実態を教科、科目の編成状況、生徒の単位履修状況などから把握して今後の教育課程改善のための参考

資料とするものである。

#### E 育英事業調査

文部省からの依頼により実施したもので育英奨学生制度改定の参考資料とする目的をもって公・私立高等学校および盲ろう学校について調査した。

#### F 長期欠席児童生徒調査

文部省が公立小・中児童生徒の就学奨励、不良化防止などの資料とする目的をもって、年度間50日以上欠席した者について、1. 欠席の理由、2. 欠席中の状態、3. 児童生徒の環境などを調査した。調査結果は追って公表の見込である。

### 2. 教育研究

福島県教育調査研究所における研究担当者は

- (1) 発足の昭和27年から28年の2カ年は8名
  - (2) 昭和29年から31年までの3カ年は2名
  - (3) 昭和32年度は一躍倍加して4名
  - (4) 昭和33年度は更に1名が加えられて5名
- という変遷を迎って、昭和29年以来の実に恵まれた年を迎えたのであったが、8月には統計処理を担当した西田所員を送りそのまま空席、更にまた1月からは診断的性格を帯びた福島県で、標準化した学力検査問題の算数、数学の作成を担当した河野所員の病気による欠席となって、事業遂行の上に大きな打撃をこうむった。

こうした悪条件の中にあって一応次のような結果を納めることができた。

#### A 診断的性格を帯びた福島県で標準化した学力検査

##### 問題

- a 学力検査問題の作成・標準化
- 3カ年計画の第2年にあたる本年は
  - (1) 小学校の第3・4学年
  - (2) 中学校の第2学年

の国語、算数、数学の問題作成にあたっては、昨年と同じ考え方、作成の過程を踏むことにしたが、ただ学力検査問題作成委員会のもち方については、昨年の反省にもとづき、領域の決定・領域内に含まれる各教材の理解事項の分析のできあがったところで第1回の委員会を開き、委員各位の意見をこの段階において十分に取り入れることにした。

標準化のための学力検査の標本決定にあたっては、各学年とも標本校42、標本児童・生徒1,500名を目標として、小・中学校とも学校規模による層別を行